

福井市学生合宿促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における学生合宿の開催を促進するための補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、県外に所在する高等学校、短期大学又は大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう。)の生徒又は学生で構成する運動系及び文化系の団体(以下「団体」という。)が福井市内に宿泊して行う合宿で、次の各号に定める要件のいずれも満たすもの(以下「合宿」という。)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設(次に掲げる施設を除く。)に宿泊するものであること。

- ア 合宿所
- イ スポーツ施設に付随する宿所
- ウ バンガロー
- エ ログハウス
- オ キャンプ場
- カ その他市長が不相当と認める施設

(2) 本市の区域内で、前項に掲げる施設に連続して宿泊する団体の生徒又は学生の延べ人数(以下「延べ人数」という。)が20人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、その事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (4) 福井市又は福井市の関連団体(福井市から補助金等の交付を受けている団体をいう。)から補助金等の交付を受けているもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る宿泊費とする。

(補助期間)

第4条 補助金を交付する期間(以下「補助期間」という。)は、平成21年度から平成23年度までとする。ただし、市長が当該補助対象事業の内容が極めて公益性が高く、更に継続して補助金を交付することが適当であると認める場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿の主催者とする。

2 複数の団体が同一の目的で合宿をする場合は、個々の参加団体の主催者を補助対象者とする。

3 同一の団体が2か所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、1の補助対象者とする。

(延べ人数の算定)

第6条 前条第2項に規定する場合における延べ人数は、個々の参加団体毎に算定する。

2 前条第3項の場合における延べ人数は、2か所以上に分かれて宿泊する複数の延べ人数を合計することにより算定する。

(複数の年度にわたる合宿の延べ人数の算定)

第7条 1回の合宿が複数の年度にわたり実施される場合の延べ人数は、当該合宿の初日から最終日までの間の延べ人数を合計することにより算定する。

2 補助期間の終了年度に実施される1回の合宿が翌年度にわたる場合の延べ人数は、当該合宿の初日から補助期間の終了年度の最終日までの間の延べ人数とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、延べ人数に1,250円を乗じて得た額とし、1回につき50万円を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業の開始日までに市長に提出するものとする。

- (1) 福井市学生合宿促進補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、福井市学生合宿促進補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更申請及び承認)

第12条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに事業変更中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨及び概要、補助金の額等以外の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業変更中止(廃止)承認書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福井市学生合宿促進補助金実績報告書(第6号様式)
- (2) 事業実績内訳書(第7号様式)
- (3) 宿泊証明書(第8号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び通知)

第14条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、その旨を福井市学生合宿促進補助金交付確定通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書兼振込依頼書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書兼振込依頼書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 第7条第1項に規定する1回の合宿が複数の年度にわたり実施される場合の補助金については、年度毎に交付するものとする。

(決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行し、改正後の福井市学生合宿促進補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

福井市学生合宿促進補助金交付申請書

年 月 日

福井市長 様

(申請者)

所在地	〒
主催者名 (団体名)	
ふりがな	
代表者職・氏名	印
電話番号	() -

福井市学生合宿促進補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、同要綱第2条第2項第1号から第4号までに規定する補助対象の除外項目に該当していないことを申し添えます。

※要綱第2条第2項第1号から第4号まで

- (1) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (4) 福井市又は福井市の関連団体(福井市から補助金等の交付を受けている団体をいう。)から補助金等の交付を受けているもの

事業(合宿)名	
事業(合宿)の趣旨・概要	事業計画書(第2号様式)に記載のとおり
事業(合宿)費総額	円
補助金交付申請額	円 ※事業計画書(第2号様式)の延べ宿泊人数に1,250円を乗じて得た額
実施(予定)期間	年 月 日 から 年 月 日まで
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画書(第2号様式) ■予定・行程表 など

第2号様式(第9条関係)

事業計画書(変更事業計画書)

事業(合宿)名					
趣旨・概要					
実施(予定)期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
収支計画	区分		金額(円)	内訳・明細	
	収入の部	補助金		福井市学生合宿促進補助金	
		()			
		()			
		計			
	支出の部	交通費			
		宿泊費			
		活動(スポーツ・文化)施設利用料			
		その他	()		
			()		
()					
	計		事業費総額		
宿泊(予定)施設					
参加者数			人		
	(うち引率者		人)		
延べ宿泊人数			人		
	※対象となる宿泊施設に連続して宿泊する者の延べ人数				

第3号様式(第11条関係)

福井市指令観第 号

申請者 住 所
名 称
代表者

福井市学生合宿促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福井市学生合宿促進補助金の交付については、福井市学生合宿促進補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同要綱第11条の規定により通知する。

年 月 日

福 井 市 長 印

記

1 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 補助金の額は次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

補助金の額

円

3 交付条件

福井市補助金等交付規則第5条に規定する補助金等の交付条件及び次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)補助事業者は、補助金交付事務の遂行にあたり、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(2)補助事業者は、この補助事業についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年から起算して5年間整備保存しなければならない。

4 この補助事業の実施状況については、市監査委員の監査を受けることがある。

事業変更中止(廃止)承認申請書

年 月 日

福井市長 様

(申請者)

所在地	〒
主催者名 (団体名)	
ふりがな	
代表者職・氏名	印
電話番号	() -

年 月 日付け福井市指令観第 号により補助金の交付の決定を受けた事業計画が変更・中止(廃止)となったので、福井市学生合宿促進補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり申請します。

事業(合宿)名	
補助事業(合宿)の変更内容	
変更又は中止(廃止)理由	
変更又は中止(廃止)年月日	年 月 日
変更事業(合宿)費総額	円
変更補助金交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更事業計画書(第2号様式) ■ 予定・行程表 など

第5号様式(第12条第2項関係)

福井市指令観第 号

申請者 住所
名称
代表者

事業変更中止(廃止)承認書

年 月 日付けで事業変更中止(廃止)承認申請のあった(年 月 日付けで
交付決定した)福井市学生合宿促進補助金については、次のとおり承認したので、福井市学生合宿促進補助
金交付要綱第12条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長 印

記

1 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 年 月 日付けで変更中止
(廃止)申請のあった事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 補助金の額は次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

補助金の額	変更前	円
	変更後	円

3 交付条件

福井市補助金等交付規則第5条に規定する補助金等の交付条件及び次の各号に掲げる事項に
留意しなければならない。

(1)補助事業者は、補助金交付事務の遂行にあたり、善良な管理者の注意をもって行わなければな
らない。

(2)補助事業者は、この補助事業についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年から起算して5
年間整備保存しなければならない。

4 この補助事業の実施状況については、市監査委員の監査を受けることがある。

福井市学生合宿促進補助金実績報告書

年 月 日

福井市長 様

(申請者)

所在地	〒
主催者名 (団体名)	
ふりがな	
代表者職・氏名	印
電話番号	() -

年 月 日付け福井市指令観第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、福井市学生合宿促進補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

事業(合宿)名	
事業(合宿)実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業(合宿)費総(精算)額	円
補助金交付決定額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実績内訳書(第7号様式) ■ 宿泊証明書(第8号様式) ■ 合宿実施に関するアンケート

事業実績内訳書

事業(合宿)名					
趣旨・概要					
実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
収支決算	区分		金額(円)	内訳・明細	
	収入の部	補助金		福井市学生合宿促進補助金	
		()			
		()			
		計			
	支出の部	交通費			
		宿泊費			
		活動(スポーツ・文化)施設利用料			
		その他	()		
	()				
()					
	計		事業費総(精算)額		
宿泊施設					
参加者数			人		
	(うち引率者		人)		
延べ宿泊人数			人		
	※対象となる宿泊施設に連続して宿泊する者の延べ人数				

宿泊証明書

事業(合宿)名																			
主催者名 (団体名)																			
滞在期間	年 月 日 から 年 月 日まで																		
宿泊日・宿泊人数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 月 日</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">人</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	年 月 日		人	年 月 日		人	年 月 日		人	年 月 日		人	年 月 日		人	年 月 日		人
年 月 日		人																	
年 月 日		人																	
年 月 日		人																	
年 月 日		人																	
年 月 日		人																	
年 月 日		人																	
延べ宿泊人数	人																		

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設住所:

宿泊施設名称:

宿泊施設代表者:

印

(電話:

担当者:

)

旅館業許可指令書番号:福井県

保第

号

第9号様式(第14条関係)

福井市指令観第 号

申請者 住 所
名 称
代表者

福井市学生合宿促進補助金交付確定通知書

年 月 日付で交付の決定をした福井市学生合宿促進補助金については、福井市学生合宿促進補助金交付要綱第14条の規定により次のとおりその額を確定したので、同条の規定により通知する。

年 月 日

福 井 市 長 印

記

交付決定額 円

交付確定額 円

請求書 兼 振込依頼書

年 月 日

福井市長 様

(債権者)

所在地	〒
主催者名 (団体名)	
ふりがな	
代表者職・氏名	印
電話番号	() -

※債権者は主催者(補助申請者)と同じであること。

請求金額 _____ 円

福井市学生合宿促進補助金として、上記の金額を請求します。なお、支払いは下記に指定した金融機関口座に振り込んでください。

<振込先>

_____ 銀行・信用金庫・農業協同組合・信用組合(該当に○)

本店 () 支店

口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座							
フリガナ								
口座名義								

※債権者(補助申請者)と補助金振込口座名義人が違う場合は、補助金受領に関する委任状を添付してください。

委任状

年 月 日

福井市長 様

(債権者)

所在地	〒
主催者名 (団体名)	
ふりがな	
代表者職・氏名	印
電話番号	() -

※債権者は主催者(補助申請者)と同じであること。

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

受任者

住 所 _____

氏 名 _____

記

委任事項 福井市学生合宿促進補助金についての受領に関する一切の権限